

ドイツ
特許規則

2003年9月1日特許規則

2021年8月10日改正

目次

第 I 部 通則

第 1 条 適用範囲

第 2 条 ドイツ工業規格，計量単位，記号及び符号

第 II 部 特許出願；特許手続

第 3 条 出願

第 4 条 特許付与を求める願書

第 5 条 出願書類

第 6 条 出願の方式要件

第 7 条 発明者の記名

第 8 条 発明者名記載の省略；発明者名記載の変更

第 9 条 特許クレーム

第 10 条 説明

第 11 条 ヌクレオチド及びアミノ酸配列の提示

第 12 条 図面

第 13 条 要約

第 14 条 ドイツ語翻訳文

第 III 部 他の方式要件

第 15 条 後に提出された出願書類；出願書類の変更

第 16 条 ひな形及び見本

第 17 条 署名の公式証明

第 18 条 (削除)

第 IV 部 補充的保護証明書

第 19 条 請求書の提出

第 20 条 医薬品についての補充的保護証明書

第 21 条 植物保護製品についての補充的保護証明書

第 V 部 最終規定及び経過規定

第 22 条 経過規定

第 23 条 施行及び廃止規定

別添1(廃止)

別添 2(第 12 条対応)図面の提出基準

第 I 部 通則

第 1 条 適用範囲

特許法及びドイツ特許商標庁に関する規則の規定に加え、本規則の規定は、ドイツ特許商標庁に対する特許法に規定の手續に適用される。

第 2 条 ドイツ工業規格，計量単位，記号及び符号

(1) 本規則にいうドイツ工業規格は、ベルリン及びケルンに所在のボイト出版有限責任会社により刊行されており、またミュンヘンに所在のドイツ特許商標庁の保管庫において安全確実に保管されている。

(2) 計量単位は、計量単位及び時間定量に関する法律並びに対応する施行規則のそれぞれの適用版に従って表示しなければならない。化学式については、当該分野の国内又は国際慣行において承認されている符号及び記号を使用しなければならない。

第 II 部 特許出願；特許手続

第 3 条 出願

願書(特許法第 34 条)及び要約(特許法第 36 条)は、書面又は電子的にドイツ特許商標庁に提出しなければならない。ドイツ特許商標庁に関する規則は、電子出願に適用される。

第 4 条 特許付与を求める願書

(1) 特許付与を求める書面による願書については、本規則に別段の定めがある場合を除き、ドイツ特許商標庁が発行する様式を使用して、次の情報を提供しなければならない。

(2) 願書には、次の事項を含めなければならない。

1. 出願人に関する次の情報

a) 出願人が自然人のときは姓名又は登録が商号に基づいて求められるときは商業登記簿に登録された商号並びに街路、家屋番号、郵便番号及び都市を表示する居所又は主たる営業所の宛先

b) 出願人が法人又はパートナーシップのときは、

aa) 名称又は商号、法的形態並びに主たる営業所の所在する街路、家屋番号、郵便番号及び都市を表示する宛先。当該法的形態の慣用略称も使用でき、当該法人又はパートナーシップが登記簿に登録されているときは、細目が登記簿記載に対応していなければならない。

bb) 更に民法典に基づくパートナーシップ(民法上のパートナーシップ)の場合、代理人として行動する資格を有する少なくとも 1 のパートナーの名称並びに街路、家屋番号、郵便番号及び都市を表示する宛先

2. 発明についての簡潔かつ正確な名称

3. 発明について特許又は追加特許の付与を求める旨の陳述

4. 該当するときは、代理人に関する情報

5. 出願人全員又はそれら当該人の代理人の署名

(3) 出願人の居所又は主たる営業所がドイツにない場合、(2)1. に基づく宛先を表示するときは、都市名に加えて国名を表示しなければならない。当該人が居所若しくは主たる営業所を有し又は当該人が法秩序に服する地区、郡又は州に関する更なる情報の表示は任意である。

(4) ドイツ特許商標庁が出願人にコード番号を既に割り当てているときは、この番号を出願に表示しなければならない。出願において、出願人の宛先とは異なる郵便の宛先並びに私書箱番号、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスも提供できる。

(5) 出願が複数人又は複数のパートナーシップにより出願されたときは、その出願をしたすべての人又はパートナーシップに(2)1. 並びに(3)及び(4)が適用される。

(6) 代理人が選任されているときは、当該代理人についての情報に(2)1. 並びに(3)及び(4)第 2 文を準用する。ドイツ特許商標庁が当該代理人にコード番号又は包括委任状番号を既に割り当てているときは、この番号も表示しなければならない。

(7) 従業者が登録雇用主に代わって署名する場合、要求により署名権者の証明を提出しなければならない。署名者用にドイツ特許商標庁に寄託された従業者委任状が、この目的のために通知された識別番号を記載して、表示されなければならない。

(8) 特許法第 34a 条第 1 文に基づいて、生物学的材料の原産地は、願書に添付される別紙に

表示されなければならない。

第5条 出願書類

(1) 出願を構成する書類及び要約は、文章事項中に図示を含めてはならないが、化学式及び数式並びに表は、含めることができる。対象の内容を明白に表示するのに適していない空想的名称、商標又はその他の表示を使用してはならない。例外的に商標を使用することによってのみ明白な説明が可能となる場合は、前記表示は、当該名称が商標であることを明らかにしなければならない。

(2) 技術用語及び名称並びに参照符号は、異なる用語の使用が適切である場合を除き、出願全体において統一的に使用しなければならない。

第6条 出願の方式要件

(1) 出願を構成する書類は、電子データ入力を可能にするように提示しなければならない。

(2) 特許クレーム、説明、図面並びに要約の文章及び図面は、各別紙面とし提出しなければならない。紙面の寸法は210mmX297mm(DIN:A4)とし、縦方向に使用しなければならない。図面用としては、必要な場合には用紙は横方向に使用してもよい。この場合、図の上部は、縦方向の用紙の左側に置かなければならない。これは、化学式、数式及び表の表示についても準用される。紙面は全てしわ、裂け目及び折り目がないようにしなければならない。用紙は不透明、柔軟、堅固、平滑、無光沢で、耐久性を有するものでなければならない。

(3) 紙面は片面のみにタイプ若しくは印刷し、又は図面を含まなければならない。紙面は容易に分離し、かつ、再結合できるように綴じなければならない。特許クレーム、説明、図面及び要約(文章、図面)は、新しい紙面で始めなければならない。説明の紙面には、アラビア数字で通し番号を付さなければならない。これらの数字は紙面の上部中央に記入するものとする。行及び段落には番号を付すことも、他の何らかの番号付けもしてはならない。

(4) 願書、特許クレーム、説明及び要約を含む紙面の余白は、空白としなければならない。最小限余白は次の通りとする。

上部 2.0cm

左側 2.5cm

右側 2.0cm

下部 2.0cm

最小限余白には出願者の名称、商号その他の表示並びに出願番号を記載することができる。

(5) 願書、特許クレーム、説明及び要約は、1段組みフォーマットを使用してタイプ又は印刷しなければならない。右側余白は揃える必要はない。使用されるタイプの文字は、相互に接触せず、明瞭に分離されていなければならない。図式記号及び文字並びに化学式又は数式は、必要な場合には、手書でもよい。タイプは1.5のスペースで行わなければならない。文章事項は文字によるものとし、その大文字の高さは0.21cm以上(最小フォント寸法は10ポイント)であり、消去できない黒色でなければならない。活字書体は鮮明な輪郭を有し、紙面にはっきりと浮き出すものでなければならない。各紙面においては、消去、変更、重ね書き、行間書き込みがないようにしなければならない。必要な場合には、この規定に従わないことが認められる。文章には、アンダーラインを付し又はイタリック体若しくは太字にしてはならず、また文字間のスペースは拡張してはならない。

(6) 出願を構成する書類は、それが属する出願を明示しなければならない。

第7条 発明者の記名

(1) 発明者を書面で表示する場合は、出願人は、ドイツ特許商標庁発行の様式を使用しなければならない。

(2) この表示には、次の事項を含めなければならない。

1. 発明者の姓名及び宛先(街路及び家屋番号、郵便番号)並びに発明者の居所。第4条(3)を適用する。
2. 出願人の知る限り他人が当該発明に貢献することはなかった旨の当該出願人の確認
3. 出願人が発明者でないか又は単独の発明者でないときは、当該出願人が如何にして特許出願権を取得したかについての陳述(特許法第37条(1)第2文)
4. 発明の名称及び既知のときは出願番号
5. 出願人又は当該人の代理人の署名。複数人で特許付与を請求の場合は、各人又はそれら当該人の代理人が宣言書に署名しなければならない。

第8条 発明者名記載の省略；発明者名記載の変更

(1) 発明者として掲載されないよう求める発明者による請求、この請求の取下(特許法第63条(1)第3文及び第4文)及び発明者名の訂正の請求又は後にする発明者名記載の請求(特許法第63条(2))は、書面で提出しなければならない。当該書類は、発明者が署名し、かつ、発明の名称及び出願番号を含まなければならない。

(2) 出願人又は特許所有者及び誤って記載された者による発明者の訂正又は後の記載に対する同意(特許法第63条(2))は、書面で提示しなければならない。

第9条 特許クレーム

(1) 特許クレームには、特許による保護を求める対象を記載するものとし(特許法第34条(3)3.)、かつ、その全体を1の区分で作成するか、又は公知部分と特徴部分(2区分)に分割しなければならない。何れの場合も、クレームは、特徴に応じて作成することができる。

(2) 特許クレームについて2区分の方式を選択するときは、技術水準に属する発明の公知の特性は、公知部分に記載しなければならない。特徴部分には、一般的部分の特徴と組み合わせる保護を求める発明の特徴を記載しなければならない。特徴的部分には、「……を特徴とする」若しくは「……によって特徴付けられる」との用語又は同趣旨の他の表現を伴わなければならない。

(3) 特許クレームを複数の特徴又は特徴群に従って配置するときには、各特徴又は特徴群は新しい行で始めることにより強調しなければならない。特徴又は特徴群は、文章事項に対して明確に際立つ区分符号を前置しなければならない。

(4) 発明の本質的特徴は、最初の特許クレーム(主クレーム)に記載しなければならない。

(5) 発明の単一性の原則(特許法第34条(5))が遵守されることを条件として、特許出願には複数の独立特許クレームを含めることができる。これについては、(4)を準用する。独立クレームには、少なくとも1の先行する特許クレームへの言及を含めることができる。

(6) 如何なる主クレーム又は独立クレームにも、それぞれ、当該発明の特定の実施態様に関する1又は2以上の従属クレームを従わせることができる。従属クレームは、少なくとも1

の先行する特許クレームへの言及を含まなければならない。従属クレームは、可能な範囲及び最適な方法でグループ化しなければならない。

(7) 複数の特許クレームがあるときは、アラビア数字で通し番号を付さなければならない。

(8) 特許クレームは、発明の技術的特徴に関しては、絶対的に必要な場合を除き、説明又は図面の参照に依存してはならない。特に、特許クレームは「説明の……の箇所に記載されている」又は「図面の……図に示されている」というような参照に依存してはならない。

(9) 特許出願に図面が含まれている場合において、特許クレームに記載されている特徴の後に参照符号を付すことが好ましい。

第10条 説明

(1) 特許法第34条(3)4.に従う説明には、第4条(2)2.による発明の名称を最初に記載しなければならない。

(2) 更に説明には、

1. 特許クレーム又は技術水準に関する表示から明らかでない限り、発明が関係する技術分野を明記し、

2. 出願人が知っている出所を示すことにより、発明及びその保護可能性を理解するために考慮されることがある出願人の知る技術水準を表示し、

3. 記載されている解決法又は特に6.による表示から明らかでない限り、特に発明の理解又は内容の更に精密な特定のために不可欠なときは、発明の根底にある課題を記述し、

4. 特許クレームにおいて保護を求めている発明を表示し、

5. 発明の説明又は内容から明白でないときは、発明を産業上利用することができる少なくとも1の方法を記載し、

6. 背景技術と比較しての発明の何らかの利点を記載し、

7. 適切な場合は、個別の参照符号を示し、具体例又は図面を使用して、クレームしている発明に関する少なくとも1の実施例を詳細に記述しなければならない。

(3) 説明には、発明を説明するのに明らかに必要でない記載をしてはならない。クレーム又はその一部の反復記載は、対応する参照によりこれに代えることができる。

第11条 ヌクレオチド及びアミノ酸配列の提示

(1) 特許出願においてヌクレオチド又はアミノ酸配列の構造式が表示され、かつ、それ故に具体的に開示される場合は、説明及びクレームとは別に、出願書類の別添として対応する配列表を提出しなければならない。配列表は、別添1に規定する配列表の提出基準に適合しなければならない。

(2) 特許出願が書面でされるときは、機械読取可能な形式での配列表を含む1のデータ記憶媒体を追加して提出しなければならない。データ記憶媒体には、それが配列表のデータ記憶媒体であることを明示しなければならない。また、それは(1)に記載の基準に適合するものでなければならない。データ記憶媒体には、それに記録されている情報が書面での配列表と同一である旨の陳述書を添付しなければならない。

(3) 出願に当たり提出されたデータ記憶媒体での配列表を後に訂正するときは、出願人は、訂正する配列表が既出願の内容を超える事項を含んでいない旨の陳述書を提出しなければならない。

(4) 特許協力条約に基づく国際出願であって、ドイツ特許商標庁が指定官庁又は選択官庁(1976年6月21日の国際特許条約に関する法律第III章第4条(1)及び第6条(1)、連邦法律官報1976年II, 649ページ)であるものから由来した出願の場合は、特許協力条約に基づく規則の規定は、それらが配列表の提出基準に関する限りにおいて、直接に適用される。

第12条 図面

提出される図面は、別添2に記載の基準に適合しなければならない。

第13条 要約

- (1) 特許法第36条に従う要約は、1,500語以下とすることが好ましい。
- (2) 要約には最もよく発明の特徴を示す化学式を記載することもできる。
- (3) 第9条(8)を準用する。

第14条 ドイツ語翻訳文

- (1) 外国語の書類のドイツ語翻訳文は、弁護士若しくは特許弁護士により証明されたものであるか又は公認の翻訳者により翻訳されたものでなければならない。
- (2) 外国語の優先権書類のドイツ語翻訳文及び先の出願の写し(特許法第41条(1))は、ドイツ特許商標庁の要求があるときに限り、提出しなければならない。ドイツ特許商標庁は、後の提出に対する相当な期限を定める。
- (3) 次の書類のドイツ語翻訳文は、ドイツ特許商標庁の要求があるときに限り、後に提出しなければならない。
 1. 出願に関する一件書類の一部を構成しない書類であって、かつ
 2. 英語、フランス語、イタリア語又はスペイン語により提出の書類ドイツ特許商標庁は、後の提出に対する相当な期限を定める。
- (4) 出願書類に含まれない他の書類が、(3)2.に列挙された言語以外の言語により提出されたときは、当該書類の受領日から1月以内にドイツ語への翻訳文を提出しなければならない。
- (5) (2)から(4)までの意味における翻訳文が当該期限満了後に提出されたときは、当該外国語の書類は当該翻訳文の受領日に受領したとみなされる。翻訳文の提出がないときは、当該外国語の書類は受領されなかったとみなされる。

第 III 部 他の方式要件

第 15 条 後に提出された出願書類；出願書類の変更

- (1) 公式の出願番号の通知後に提出される書類には、完全な出願番号を表示しなければならない。出願書類が手続過程において変更されるときは、出願人は、如何なる変更をも組み入れた出願書類の完全な写しを提出しなければならない。
- (2) 出願人が後に出願書類の追加の写しを提出するときは、当該書類には後に提出された書類が当初提出の書類に対応する旨を述べた宣言書を添付しなければならない。
- (3) 変更がドイツ特許商標庁の提議によるものでない限り、出願人は、新規の書類に記載されている発明の特徴が原出願書類において開示されている場所を詳細に記載しなければならない。更に、変更箇所は、変更された書類の写しに別途の説明を付して示すか又は完全な写しにおいて示さなければならない。完全な写しにおいて示すときは、変更部分を太字としなければならない。
- (4) 変更がドイツ特許商標庁の提議によるものであり、かつ、更なる変更なしに出願人により受け入れられている限り、出願人は、(1) 第 2 文に記載の完全な写しに宣言書を添付しなければならない。この宣言書には、当該完全な写しがドイツ特許商標庁により提議された変更以外の変更を一切含まない旨を記載しなければならない。

第 16 条 ひな形及び見本

- (1) ひな形及び見本は、ドイツ特許商標庁がその旨を出願人に要求したときに限り、提出するものとする。ひな形及び見本には、内容及びそれが関係する特許出願を表示した耐久性のあるラベルを付さなければならない。必要な場合は、特許クレーム及び説明への明白な言及をしなければならない。
- (2) 脆弱なひな形及び見本は、強固な容器に入れ、その旨を明記して提出しなければならない。小さな物品は、硬い紙に固定しなければならない。
- (3) 化学物質の見本は、密封した耐久性のある容器に入れて提出しなければならない。毒性、腐食性若しくは引火性又はその他の危険な特性を有するときは、その旨を記載しなければならない。
- (4) 染色及びびなめし用の見本並びにその他の平らな見本は、210mmX297mm (DIN:A4) の固い紙にしっかりと固定しなければならない。それら見本には製造方法又は実施態様の精確な説明を添付しなければならない。

第 17 条 署名の公式証明

ドイツ特許商標庁の要求があるときは、第 7 条 (2) 5. 及び第 8 条に規定された署名は、公式に証明されなければならない(民法典第 129 条)。

第 18 条 (削除)

第 IV 部 補充的保護証明書

第 19 条 請求書の提出

(1) 補充的保護証明書(特許法第 49a 条)の付与を求める,及び補充的保護証明書の存続期間の延長の請求は,ドイツ特許商標庁発行の様式により提出しなければならない。第 4 条(2)1., 4., 5., 第 4 条(3), (5), (6)及び第 14 条(1), (3)から(5)までが準用される。

(2) 補充的保護証明書の付与を求める請求書には,親特許により付与された保護について記載した情報を添付しなければならない。

第 20 条 医薬品についての補充的保護証明書

医薬品についての補充的保護証明書の付与及び存続期間の延長を求める請求には,医薬品の補充的保護証明書に関する 2009 年 5 月 6 日の欧州議会及び理事会の規則(EC)No. 469/2009 (OJ EC No. L152 2009 年 6 月 16 日, 1 ページ)の第 8 条に規定される情報及び書類を含めなければならない。

第 21 条 植物保護製品についての補充的保護証明書

植物保護製品についての補充的保護証明書の付与を求める請求には,植物保護製品の補充的保護証明書の創設に関する 1996 年 7 月 23 日の欧州議会及び理事会の規則(EC)No. 1610/96 (OJ EC No. L198, 8 月 8 日, 30 ページ)の第 8 条に規定される情報及び書類を含めなければならない。

第 V 部 最終規定及び経過規定

第 22 条 経過規定

本規則に対する改正の施行前に行われた特許出願，発明者の記名，補充的保護証明書付与の請求については，それまで有効な規則がその日付まで適用される版において，引続き適用される。

第 23 条 施行及び廃止規定

本規則は，2003 年 10 月 15 日から施行する。同日付で，次の政令は廃止される。

1. 2002 年 1 月 1 日の規則(連邦法律官報 I, 32 ページ)により最終改正された 1981 年 5 月 29 日の特許出願に関する政令(連邦法律官報 I, 521 ページ)，及び
2. 1981 年 5 月 29 日の発明者の記名に関する政令(連邦法律官報 I, 525 ページ)

別添1(廃止)

別添2(第12条)

図面の提出基準

1. 図面は、次の最小余白を有する紙面に作図しなければならない。

上端 2.5cm

左側 2.5cm

右側 1.5cm

下端 1.0cm

図面に使用される面積は、26.2cm×17cmを超えないものとする。要約の図面の面積は、縦向きに表示のときは8.1cm×9.4cm又は横向きに表示のときは17.4cm×4.5cmとすることができる。

2. 図面は耐久性があり、黒色で、十分に濃く、一様な太さで明瞭にトレースされた線及び文字で十分なコントラストをもって作成するものとし、着色してはならない。

3. 発明を例証するために、全体図及び断面図に加え、透視図及び分解図も使用することができる。断面は、参照符号及び方向線の読取を妨げないようなハッチングにより表示しなければならない。

4. 図面の縮尺及びそれらの製図の明瞭性は、電子データ捕捉(走査)の後、3分の2に縮小しても、全ての明細が容易に識別できるようなものでなければならない。例外的に縮尺を図面に記載する場合には、図式で示さなければならない。

5. 図面中の線は、自由な書込ではなく、製図器具を使用して作成しなければならない。図面に使用する数字及び文字の高さは、0.32cm以上とする。図面中の文字は、ラテン文字のアルファベット及び慣用の場合には、ギリシャ文字のアルファベットを使用しなければならない。

6. 図面の同じ紙面に複数の図を記載することができる。図形は好ましくは縦向きとし、無駄な空白を有さず、相互に明確に分離して配置し、アラビア数字で通し番号を付さなければならない。発明の理解に役立つときは、技術水準に関する図面が容認される。ただし、当該図面には「技術水準」と明記しなければならない。2枚以上の紙面に描かれた図が事実上単一の全体図を構成する場合は、個別の紙面の図が、部分的な図の如何なる部分も隠すことなく、全体図を構成できるように配置しなければならない。1の図の全ての要素は、図の明瞭性のために異なる縮尺を使うことが不可欠である場合を除いて、同一縮尺にしなければならない。

7. 説明及びクレームに表示されていない参照符号は、図面に記載してはならず、また、逆も同様とする。同様のことを要約及びその図面についても準用する。

8. 図面には説明文を記載してはならない。ただし、絶対的に必要な場合は、「水」、「蒸気」、「開」、「閉」、「A-B線断面」などの単一又は複数の単語並びに電気回路及びブロック略図又はフローシート・ダイアグラムの場合は、理解のために不可欠な少数の短い見出語は例外とする。

9. 次のイメージ・ファイル・フォーマットは、特許出願のドイツ特許商標庁への電子出願に容認される。

イメージ・ファイル・フォーマット	圧縮	色深度	説明
------------------	----	-----	----

TIFF	圧縮なし又は LZW 若しくは Fax グループ 4	1bit/p 又は (黒色及び白色)	最大寸法 : A4 版及び 2480×3508 画素 (厚さ×高さ) に対応する解像度 300×300dpi
TIFF	圧縮なし又は LZW 若しくは Fax グループ 4	8bit/p 灰色スケール (灰色シェード 256)	最大寸法 : A4 版及び 1240×1754 画素 (幅×高さ) に対応する解像度 150×150dpi
JPEG	個別圧縮	24bit/p	最大寸法 : A4 版及び解像度 150×150dpi は灰色のシェードのみを受け入れる。
PDF	圧縮なし	黒色及び白色のみ容認される。	次の活字(フォント)は許される。 <ul style="list-style-type: none"> - タイムズ(セリフ・フォント, プロポーショナル) - ヘルベチカ(セリフなし, プロポーショナル) - クーリエ - 記号(複数記号も) 着色図解は容認されない。 暗号手段(印刷選択肢の暗号化, 不活性化)によるファイル段階における PDF ファイルについて可能な使用制限は容認されない。